

平成17年10月

第2回 相続時精算課税制度について

稲垣 創平

精算贈与を一度選択すると暦年贈与には戻れず一生精算贈与が適用されてしまうのは御存知ですよね？でも、精算贈与を選択していても暦年贈与を適用できる規定が1つだけあるんです。それが「農地等の贈与税の納税猶予」なんです。

例えば、農業を営む父（68歳）が子（40歳）に対して平成17年7月に農地（時価3,000万円）と農業用機械（時価2,800万円）を贈与したとします。また、子は同年の8月に母からも現金1,000万円の贈与を受けたとします。子はこの贈与に関し「農地等の贈与税の納税猶予」の適用を受けるとともに、父からの贈与については相続時精算課税を選択しました。さて、子の平成17年分の贈与税額はいくらになるでしょう？（納税猶予の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとします。）

答えはかなり複雑になります。

【納付税額】

暦年贈与（現金）

$$(1,000 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 40 \% - 125 \text{ 万円} = 231 \text{ 万円}$$

精算贈与（農業用機械）

$$(2,800 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) \times 20 \% = 60 \text{ 万円}$$

$$+ \quad = 291 \text{ 万円}$$

【納税猶予額】

$$(1,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 50 \% - 225 \text{ 万円} = 1,720 \text{ 万円}$$

$$(1,000 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 40 \% - 125 \text{ 万円} = 231 \text{ 万円}$$

$$- \quad = 1,489 \text{ 万円}$$

見て頂ければ分かるように、子は平成17年に父から贈与を受けた農地及び農業用機械について精算贈与を選択していますが、農地について「農地等の贈与税の納税猶予の特例」を受けられる場合には、精算贈与は適用されないと規定されています。

つまり「精算贈与」と「農地等の贈与税の納税猶予」の重複適用はできないということになるのです。